大牟田市確認申請等手数料一覧表

平成 28 年 6 月1日

1．確認申請手数料

建築物　確認申請手数料

確認申請対象床面積の合計	手数料	
		構造計算書有の場合の加算額（／棟）
30 平方メートル以内のもの	10,000 円	42,000 円
30 平方メートルを超え、100 平方メートル以内のもの	18,000 円	
100 平方メートルを超え、200 平方メートル以内のもの	28,000 円	
200 平方メートルを超え、500 平方メートル以内のもの	45,000 円	
500 平方メートルを超え、1000 平方メートル以内のもの	90,000 円	
1000 平方メートルを超え、2000 平方メートル以内のもの	130,000 円	
2000 平方メートルを超え、10000 平方メートル以内のもの	220,000 円	
10000 平方メートルを超え、50000 平方メートル以内のもの	300,000 円	
50000 平方メートルを超えるもの	580,000 円	

※下記の「対象床面積算定上の注意点」もご確認ください。

工作物・建築設備　確認申請手数料

確認申請対象	手数料
工作物	17,000 円
エレベーター・エスカレーター	23,000 円
小荷物専用昇降機	10,000 円
工作物(計画変更)	7,000 円
エレベーター・エスカレーター（計画変更）	11,000 円
小荷物専用昇降機（計画変更）	7,000 円

同一敷地で数箇所または数種類の工作物がある場合は、構造物ごとの申請が必要です。また昇降機等の場合は、1 基ごとに手数料が必要となります。

2. 中間検査申請手数料

建築物　中間検査申請手数料

中間検査対象床面積の合計	手数料
30 平方メートル以内のもの	14,000 円
30 平方メートルを超え、　100 平方メートル以内のもの	18,000 円
100 平方メートルを超え、　200 平方メートル以内のもの	23,000 円
200 平方メートルを超え、　500 平方メートル以内のもの	36,000 円
500 平方メートルを超え、1000 平方メートル以内のもの	42,000 円
1000 平方メートルを超え、2000 平方メートル以内のもの	58,000 円
2000 平方メートルを超え、10000 平方メートル以内のもの	100,000 円
10000 平方メートルを超え、50000 平方メートル以内のもの	160,000 円
50000 平方メートルを超えるもの	330,000 円

中間検査申請手数料の算定基準となる検査対象面積は、同一の確認申請を受けていても別棟の車庫や倉庫を含みません。また、共同住宅の床及びはりに鉄筋を配置する工事の場合、2 階までの床面積の合計を中間検査対象面積とします。

3. 完了検査申請手数料

建築物　完了検査手数料(中間検査合格済物件)

完了検査対象床面積の合計	手数料
30 平方メートル以内のもの	13,000 円
30 平方メートルを超え、　100 平方メートル以内のもの	17,000 円
100 平方メートルを超え、　200 平方メートル以内のもの	22,000 円
200 平方メートルを超え、　500 平方メートル以内のもの	39,000 円
500 平方メートルを超え、1000 平方メートル以内のもの	55,000 円
1000 平方メートルを超え、2000 平方メートル以内のもの	73,000 円
2000 平方メートルを超え、10000 平方メートル以内のもの	130,000 円
10000 平方メートルを超え、50000 平方メートル以内のもの	210,000 円
50000 平方メートルを超えるもの	430,000 円

※下記の「対象床面積算定上の注意点」もご確認ください。

建築物　完了検査申請手数料(上記以外の物件)

完了検査対象床面積の合計	手数料
30 平方メートル以内のもの	15,000 円
30 平方メートルを超え、　100 平方メートル以内のもの	19,000 円
100 平方メートルを超え、　200 平方メートル以内のもの	24,000 円
200 平方メートルを超え、　500 平方メートル以内のもの	40,000 円

500 平方メートルを超え、 1000 平方メートル以内のもの	58,000 円
1000 平方メートルを超え、 2000 平方メートル以内のもの	80,000 円
2000 平方メートルを超え、10000 平方メートル以内のもの	140,000 円
10000 平方メートルを超え、50000 平方メートル以内のもの	230,000 円
50000 平方メートルを超えるもの	460,000 円

※下記の「対象床面積算定上の注意点」もご確認ください。

工作物・建築設備　完了検査申請手数料

完了検査対象	手数料
工作物	20,000 円
エレベーター・エスカレーター	30,000 円
小荷物専用昇降機	20,000 円

同一敷地で数箇所または数種類の工作物がある場合は、構造物ごとの申請が必要です。また昇降機等の場合は、1 基ごとに手数料が必要となります。

対象床面積算定上の注意点

- 建築物を建築する場合（計画変更及び移転する場合を除く）は、当該部分の床面積を算定対象とします。完了検査の場合も同様とします。
- 構造計算書を有する確認申請に加算される手数料は、構造上の棟ごとに算定し、加算します。
- 建築物の計画変更を行う場合（移転する場合を除く） は、当該部分の床面積の 2 分の 1 を算定対象とします。床面積が増加する場合は、当該部分の床面積が算定対象です。
- 建築物の移転、大規模の修繕、大規模の模様替えまたは用途変更する場合は、当該部分の床面積の 2 分の 1 を算定の対象とします。完了検査の場合も同様とします。
- エレベーター・エスカレーター・小荷物専用昇降機の確認申請を建築物に併願して行う場合は、建築物の確認申請手数料に建築設備の確認申請手数料を加算します。完了検査の場合も同様とします。

4. 許可申請等手数料

建築物　許可申請等手数料

許可申請等	手数料
仮使用認定申請 （建築基準法第 7 条の 6 第 1 項第 1 号及び第 2 号）	120,000 円
道路位置指定、変更又は廃止申請 （建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号）	50,000 円
建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請 （建築基準法第 43 条ただし書き許可）	33,000 円

用途地域における建築等許可申請 （建築基準法第 48 条ただし書き許可）	180,000 円
仮設建築物建築許可申請 ： 許可の期間が 1 ヶ月以内のもの （建築基準法第 85 条第 5 項）	60,000 円
仮設建築物建築許可申請 ： 許可の期間が 1 ヶ月を超えるもの （建築基準法第 85 条第 5 項）	120,000 円
全体計画認定申請 （建築基準法第 86 条の 8 第 1 項）	27,000 円

5. 証明及び写しの交付手数料

証明及び写しの交付手数料

証明及び写しの交付対象	手数料
建築物等に係る台帳記載事項証明	400 円
指定道路調書記載事項証明 （建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の道路位置指定に限る。）	400 円
建築計画概要書等の写しの交付	400 円

なお、表に掲げられていない申請等は建築住宅課までお問合せください。